

令和3年7月29日

# 教育委員会第7回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第7回定例会記録

◇開会年月日 令和3年7月29日（木曜日）

午後 1時30分開会

午後 2時42分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	宍 戸 健 悦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多 貴 子 君	委 員	梶 谷 美 智 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 由 美 君	事 務 局 次 長	石 井 透 公 君
参 事 兼 学 校 安 全 推 進 課 長	高 城 英 樹 君	教 育 総 務 課 長	今 野 良 司 君
学 校 教 育 課 長	山 内 芳 明 君	学 校 管 理 課 長	大 山 健 一 君
生 涯 学 習 課 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	阿 部 洋 君
蛇 田 公 民 館 長	鎌 田 清 一 君	図 書 館 長	山 口 ち え み 君

◇書 記

教 育 総 務 課 佐 長 補 阿 部 潤 君	教 育 総 務 課 幹 主 庄 子 奈 穂 君
教 育 総 務 課 幹 主 大 内 重 義 君	

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・令和4年石巻市成人式について

- ・令和5年以降の石巻市成人式の対象年齢について

報告事項

- 報告第9号 令和4年度使用教科用図書採択について

審議事項

- 第26号議案 石巻市学校教育法施行細則等の一部を改正する規則
- 第27号議案 石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会設置要綱
- 第28号議案 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示
- 第29号議案 教育財産の用途廃止について（旧蛇田公民館）
- 第30号議案 令和3年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果について
- 第31号議案 石巻市複合文化施設駐車場の拡充について ※追加議案

その他

午後 1時30分開会

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただいまから令和3年第7回定例会を開会いたします。  
本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○教育長（宍戸健悦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は、阿部委員をお願いいたします。  
よろしくをお願いいたします。

---

#### 教育長報告

○教育長（宍戸健悦君） それでは、本日の案件に入ります。  
本日の案件は、一般事務報告が3件、報告事項が1件、審議事項が5件、その他なっております。  
それでは、一般事務報告に入ります。  
始めに、私から報告をいたします。  
今月の学校・幼稚園の状況について報告をいたします。  
幼稚園、小・中学校は20日、桜坂高等学校は21日に第1学期を無事に終了し、夏季休業に入っております。今年の夏休みは、新型コロナウイルス感染対策を行いながら、例年どおり学校プールの開放や夏休み学び教室、学校防災フォーラムなどを開催し、「Stop!いじめ子どもサミット」については、オンラインでの開催予定となっております。  
それでは、新型コロナウイルス感染症対策について、先月の定例会後の経緯を時系列にまとめて御報告をいたします。  
別冊1を御覧ください。  
6月の石巻市内の感染者は4名でありましたが、7月に入ってから21名の感染が確認されております。  
石巻市立学校の教職員等の大規模接種会場における新型コロナワクチンの接種を河北総合センタービッグバンにおいて、7月10日、11日に1回目の接種を行いました。なお、2回目は7月31日、8月1日の予定です。  
また、12歳から18歳の方々の接種予約が7月26日、月曜日から行われております。現在は

夏季休業中ではありますが、学校での感染防止対策を継続し、2学期に向けてさらに万全な予防対策が講じられるよう検討を促してまいりたいと考えております。

次に、宮城県教育委員会と市町村教育委員会による教育懇話会についてであります。例年、教育長と職務代理者の2名が参加しておりましたが、コロナウイルス感染予防のため、昨年を引き続き今年度も教育長だけの参加ということになりました。8月2日に県北圏域教育懇話会が大崎合同庁舎で、コロナ禍におけるICTの活用について、宮城の学ぶ土台づくりの推進と不登校支援についての2点のテーマで行われます。内容につきましては、来月の定例会で報告をさせていただきます。

以上で私からの報告を終わります。

御質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」との声あり)

---

#### 令和4年石巻市成人式について

○教育長（**宍戸健悦君**） なければ、次に令和4年石巻市成人式についての報告を生涯学習課長からお願いします。

○生涯学習課長（**千葉正喜君**） 令和4年石巻市成人式について御説明申し上げます。

それでは、表紙番号2の1ページを御覧願います。

②の施策等を必要とする背景及び目的のうち目的でございますが、成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする成人を祝い励ますことを目的に成人式を行うものであります。

④の市民参加の有無でございますが、毎年、対象である成人者の中から実行委員会を組織し、当日の受付、司会等の運営を行っております。実行委員会につきましては、各地区において組織する予定でございます。

⑤の主な内容でございますが、1の日程及び会場につきましては、令和4年1月5日、水曜日の午後が桃生地区、令和4年1月9日、日曜日の午前が河南地区と北上地区、午後が石巻、河北、雄勝、牡鹿の各地区で、会場と開始時刻はそれぞれ記載のとおりであります。石巻地区においては、感染拡大防止のため式典を簡素化し、中学校ごとに時間を指定して2回に分けて開催する予定です。

なお、成人式対象者数は、令和3年6月30日現在の住民登録者で各地区合計1,291人となっております。

次に、2ページを御覧願います。

2の開催内容でございますが、(1)の対象者は、平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、石巻市に住所を有する者又は就職、進学等で石巻市以外に住所を有していますが、帰省して参加を希望する者でございます。

次に、⑥の影響と効果といたしましては、成人者本人の市民意識や社会人としての自覚の向上が図られると考えております。

予算につきましては、令和2年度決算額は186万円、本年度は88万9,000円を措置しております。内容は、会場設営費や開催通知などの通信運搬費、消耗品などに係るものでございます。

昨年度は、会場として石巻専修大学の体育館を使用しておりました。そのため、会場設営の際に業務委託が必要となりました。今年度の会場といたしましては、マルホンまきあーとテラスにおいて実施する予定としておりまして、そのためこの予算が減額しております。

それから、⑦の他の自治体の政策との比較検討でございますが、東松島市、女川町ともに令和4年1月9日の開催予定でございます。

⑧の今後の予定でございますが、市報9月1日号及び市のホームページに成人式の開催及び実行委員の募集について掲載予定としております。実行委員会については、令和3年10月より随時開催予定としております。また、案内通知は、令和3年12月5日頃に発送予定としております。委員の皆様方にも御案内いたしますので、ぜひ御出席の上、新成人へのお祝いと励ましをよろしくお願いいたします。

開催に向けて、新型コロナウイルスの感染状況等を注視し、感染拡大防止対策を講じながら慎重に準備を進めてまいりますが、感染状況によっては式典の開催中止の検討ですとか、ネット配信活用を行っての開催等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの報告に対して御質問等ございますか。

（「ありません」との声あり）

---

#### 令和5年以降の石巻市成人式の対象年齢について

○教育長（宍戸健悦君） なければ、次に令和5年以降の石巻市成人式の対象年齢についての報告を生涯学習課長からお願いします。

○生涯学習課長（千葉正喜君） 令和5年以降の石巻市成人式について御説明申し上げます。

それでは、表紙番号2の3ページを御覧願います。

②の背景でございますが、本市では、成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青

年を祝い励ますことを目的に、年度内に20歳に達する者を対象に成人式を行っております。

しかし、平成30年6月13日に民法が改正され、成年年齢を20歳から18歳に引き下げるについて、令和4年4月1日から施行されることとなりました。

また、成人年齢引下げに伴い少年法が改正され、18歳と19歳は20歳以上の成人と区別し特定少年と位置づけられることとなり、少年法の保護対象となっています。また、飲酒や喫煙、競馬・競輪等の公営競技の年齢制限については、引き続き20歳以上となっております。

目的は、民法上の成年年齢は18歳に引き下げられますが、少年法や社会的状況を鑑み、成人式の対象年齢について、引き続き20歳とするものです。

⑤の主な内容を御覧いただきたいのですが、令和5年以降の石巻市成人式の対象年齢についても、引き続き20歳とします。対象者については、式典開催の年度内に20歳に達する者、石巻市に住所を有する者（外国人を含む）、就職・進学等で石巻市以外に住所を有していますが、帰省して参加を希望する者としております。

⑥の影響・効果といたしましては、成人者本人の市民意識や社会人としての自覚の向上が図られると考えております。そして、18歳は進学や就職に関する大切な時期であるとともに、保護者の経済的な負担も大きい時期であります。また、成人式は同窓会の意味合いがありますので、集いやすいと思われま。

4ページを御覧いただきます。

⑦の他の自治体の政策との比較検討ですが、県内においても、引き続き20歳を対象とする自治体が多くなっております。

⑧の今後の予定ですが、市報いしのまき9月1日号へ令和5年以降の石巻市成人式の対象年齢について掲載し、併せて市ホームページ掲載等により広報を行います。

⑨その他でございますが、令和5年以降の成人式名称については、今後検討を行ってまいります。

参考といたしまして、令和3年1月開催の対象者数と出席状況及び18歳成人に関するアンケート調査結果を掲載しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの報告に対して何か御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） なければ、次に、報告事項に入ります。

報告第9号 令和4年度使用教科用図書の採択についての報告を受けたいと思います。

学校教育課長から説明をお願いします。

○学校教育課長（山内芳明君） それでは、報告第9号 令和4年度使用教科用図書の採択についてでございます。

表紙番号1の1ページを御覧願います。

令和4年度使用教科用図書の採択について、石巻市教育委員会教育長委任等に関する規則第4条第1項第14号の規定により専決いたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

令和4年度使用教科用図書の採択につきましては、東部採択地区協議会の規約にのっとりまして、小・中学校の特別支援学級用図書の採択事務を行い、7月13日の採択協議会で採択いたしました。

6ページから8ページを御覧願います。

こちらは、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、いわゆる一般図書と言われるものです。子供の障害の程度に応じて、この中から年度ごとに使用することが可能でございます。この一般図書は毎年採択することになっておりまして、今回新たに加わった図書は、小学校の生活道徳のナンバー2、生活のナンバー17、ナンバー22、ナンバー34と中学校の保健体育のナンバー18の計5冊でございました。

次に、採択の経過について御報告いたします。

6月2日、協議会役員会におきまして、今年度の教科書採択の方針、日程等を協議いたしました。

6月29、30日の2日間にわたって調査委員会を行いました。石巻市、登米市、東松島市、女川町の小・中学校の教員から選出された調査員が特別支援教育の小学校、中学校の部会に分かれて調査研究を行いました。

また、今年度は事前に委員の皆様には教科用図書と一般図書を御覧いただき、採択についての御意見等について、6月24日の委員協議会の場で御協議いただきました。

その後、7月13日、東部採択地区協議会を行いました。調査委員会の特別支援教育の一般図書について、小・中学校の代表から調査報告を受けるとともに、東部地区内各小・中学校から提出された採択希望、3市1町教育委員会の協議結果を基に採択委員が協議し、決定いたしました。また、中学校社会科の歴史的分野の教科用図書につきましては、採択替えをしないこと



といたしました。

結果につきましては、2ページのとおり、7月14日に東部採択地区協議会長から東部地区内の各教育委員会教育長宛てに通知が来ております。さらに、各地区教委から各学校に通知され、現在は令和4年度使用教科書の授業数報告の受付が行われているところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○教育長（**宍戸健悦君**） ただいまの説明に対して御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

---

**第26号議案 石巻市学校教育法施行細則等の一部を改正する規則**

**第28号議案 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示**

○教育長（**宍戸健悦君**） なければ、次に、審議事項に入ります。

第26号議案 石巻市学校教育法施行細則等の一部を改正する規則及び第28号議案 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示については関連がありますので、一括議題として審議したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） それでは、第26号議案及び第28号議案については、一括して審議いたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（**今野良司君**） それでは、ただいま一括上程されました2議案について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府に設置される規制改革推進会議において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制制度の見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制制度や慣行の見直しに取り組んでおり、これまでの見直しの結果及び今後の取組が、書面規制、押印、対面規制の見直しとして取りまとめられました。

この中では、見直しを行うことは新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的、効果的な提供に資するものであり、地方公共団体においても積極的に取り組むことが望まれるとされております。

これを受け、本市でも市役所内全庁的に個人及び事業者が行う行政手続において、利便性の向上と簡素化のため各種申請書等の氏名欄への押印について見直しなどを行うこととしたこと

に伴い、教育委員会においても同様の見直しを行い、関係規則及び要綱の改正を行うものです。

始めに、第26号議案 石巻市学校教育法施行細則等の一部を改正する規則について御説明いたしますので、表紙番号1の9ページから14ページまで、併せて表紙番号3、規則等新旧対照表の2ページから107ページまでを御覧願います。

本議案は、押印等の見直しに伴い12の教育委員会規則の改正を一括して行うものです。

第1条は、石巻市学校教育法施行細則の改正でありまして、様式第5号、学区内就学申請書など6様式について押印を廃止するものです。

第2条は、石巻市立高等学校学則の改正でありまして、様式第1号、誓約書について署名及び押印から押印を廃止し、署名のみとするものです。

第3条は、石巻市奨学金貸与条例施行規則の改正でありまして、様式第1号、奨学生採用願など10様式について署名及び押印から押印を廃止し、署名のみとするものです。

また、様式第14号は、奨学生原簿の改正でありまして、運用に合わせ摘要欄の記載事項を削除するものであります。

第4条は、石巻市奨学生選考委員会規則の改正でありまして、選考委員会の会議録について署名及び押印から押印を廃止し、署名のみとするものです。

第5条は、石巻市にっこりサンパーク管理規則の改正でありまして、様式第1号、石巻市にっこりサンパーク使用許可申請書について押印を廃止するものです。

第6条は、石巻市牡鹿清崎運動公園管理規則の改正でありまして、様式第1号、石巻市牡鹿清崎運動公園使用許可申請書など3様式について押印を廃止するものです。

第7条は、石巻市桃生スポーツ施設管理規則の改正でありまして、様式第1号、石巻市桃生スポーツ施設使用願について押印を廃止するものです。

第8条は、石巻市文化財保護条例施行規則の改正でありまして、様式第1号、指定申請書など16様式について押印を廃止するものです。

第9条は、石巻市立幼稚園園則の改正でありまして、様式第2号、入園願など5様式について押印を廃止するものです。

第10条は、石巻市島の楽校管理規則の改正でありまして、様式第1号、石巻市島の楽校使用許可申請書など2様式について押印を廃止するものです。

第11条は、石巻市視聴覚センター条例施行規則の改正でありまして、様式第2号、16ミリ映写機登録申請書について押印を廃止するものです。

第12条は、東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例施行規則の改正でありまして、様

式第1号、震災奨学金受給申請書など4様式について押印を廃止するものです。

次に、附則であります、第1項は施行期日を規定したもので、本規則は公布の日から施行しようとするものです。

附則第2項は、石巻市教育委員会規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の廃止でありまして、この規則は、石巻市にっこりサンパーク管理規則、石巻市牡鹿清崎運動公園管理規則、石巻市桃生スポーツ施設管理規則、石巻市島の楽校管理規則及び石巻市視聴覚センター条例施行規則の特例を定めたものであり、当該5規則に定める様式中、押印を必要としているものについては、特例で平成22年度から石巻市全体で押印の見直しが行われるまでの間、押印は不要としておりましたが、このたびの押印の見直しに伴い、当該5規則の改正を行い押印を廃止することから、本規則を廃止しようとするものです。

附則第3項は、経過措置を規定したもので、改正前のそれぞれの規則により既に印刷されているものについては、必要な修正をした上で当分の間使用できることとしたものです。

次に、第28号議案 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示について御説明いたしますので、表紙番号1の17ページ、併せて表紙番号3、規則等新旧対照表の108ページから111ページまでを御覧願います。

様式第1号、開放指定校利用団体登録申請書など2様式について押印を廃止するものです。

次に、附則でございますが、本告示は、令和3年7月29日から施行しようとするものです。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（**宍戸健悦君**） ただいまの説明に対して御質問ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） ないようでしたら、第26号議案 石巻市学校教育法施行細則等の一部を改正する規則及び第28号議案 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） 異議がありませんので、第26号議案及び第28号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第27号議案 石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会設置要綱

○教育長（**宍戸健悦君**） 第27号議案 石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会設置要綱を議題といたします。

学校管理課長から説明をお願いいたします。

○学校管理課長（大山健一君） ただいま上程されました第27号議案 石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会設置要綱について御説明申し上げます。

本案は、石巻市学校給食センター整備基本計画を策定するに当たって必要な事項を検討及び調整することを目的として、石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会を設置するため、新たに要綱を制定しようとするものであります。

以下、条文に従いまして御説明いたしますので、表紙番号1の15ページを御覧願います。

始めに、第1条は石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会の設置について、第2条は所掌事務について、第3条は組織について、第4条は職務について、第5条は会議について、第6条は事務局について、第7条はその他について定めております。

次に、附則でございますが、附則第1項は、本要綱の施行期日を令和3年8月1日とするものでございます。

附則第2項は、本要綱の失効を令和5年3月31日とするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの説明に対して御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） ないようでしたら、第27号議案 石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会設置要綱は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第27号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第29号議案 教育財産の用途廃止について（旧蛇田公民館）

○教育長（宍戸健悦君） 第29号議案 教育財産の用途廃止について（旧蛇田公民館）を議題といたします。

蛇田公民館長から説明をお願いします。

○蛇田公民館長（鎌田清一君） それでは、第29号議案 教育財産の用途廃止について（旧蛇田公民館）について御説明申し上げますので、表紙番号1の18ページから19ページを御覧願います。

本案は、現在の石巻市蛇田公民館が複合施設として移転、新設されたことに伴い、旧蛇田公

民館の解体工事が施工されておりますが、その解体工事が令和3年7月末日をもって完了することから、教育財産としての用途を廃止しようとするものです。

用途廃止する時期は、令和3年7月31日を予定しております。

なお、用途廃止後の財産処分につきましては、普通財産として石巻市へ引き継ぐこととしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの説明に対して御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） ないようでしたら、第29号議案 教育財産の用途廃止について（旧蛇田公民館）は原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第29号議案については原案のとおり可決いたします。

---

### 第30号議案 令和3年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果について

○教育長（宍戸健悦君） 第30号議案 令和3年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果についてを議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（今野良司君） ただいま上程されました第30号議案 令和3年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果について御説明を申し上げます。

表紙番号1の20ページを御覧願います。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施した点検及び評価の結果を別冊2のとおり報告書として取りまとめましたので、議決を求めるものでございます。

次に、報告書の内容について御説明いたしますので、別冊2の1ページを御覧願います。

始めに、事業の概要及び目的でございますが、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないものとなっており、実施に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされているため、3名の学識経験者を選

任し、意見聴取を行いました。

その結果を報告書にまとめ、公表することによって、市民に対する教育行政の説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的な教育行政の運営に資することを目的としております。

次に、根拠法令でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条及び石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱に基づき実施するものでございます。

次に、点検評価実施内容についてでございますが、本年度の対象事業につきましては、石巻市教育振興基本計画実施計画の掲載事業から、将来にわたり長期的に継続していくべき事業、子供の安全・安心のために重点的に取り組むべき事業として、学校教育分野で9事業、社会教育・保健体育分野で3事業の合計12事業を選定しております。

点検及び評価の方法につきましては、各課において対象事業における実施状況及び成果の自己点検・評価を行い、その内容について学識経験者から意見を聴取し、報告書に取りまとめたものでございます。

次に、2ページを御覧願います。

対象事業一覧でございますが、今年度は御覧の12事業につきまして点検及び評価を実施いたしました。

次に、3ページを御覧願います。

意見聴取会の実施内容でございますが、今年度の学識経験者は昨年度に引き続き、石巻専修大学人間学部人間教育学科特任教授の有見正敏様、元石巻市立二俣小学校校長の鍵頼信様、それから、新任として、石巻市女性活躍推進会議委員の木村あけみ様の3名に就任していただき、去る6月25日に意見聴取会を実施いたしました。

進行方法につきましては御覧のとおりですので、説明は省略させていただきます。

次に、4から5ページを御覧願います。

学識経験者からの意見を記載しております。学識経験者の方からは、総括的意見及び事業ごとの意見を聴取しております。

始めに、事業ごとの意見について御説明いたしますので、7ページを御覧願います。

なお、本報告書につきましては、事前にお配りさせていただいており、お時間の都合もございますことから、事業目的、事業の実施状況及び評価等については説明を省略させていただき、学識経験者からの意見を主に説明をさせていただきます。

まず、7ページ、番号1、石巻子どもの未来づくり事業では、小・中学校が連携しての学力向上、教師の指導力向上など、授業公開することの意義は大きいものがある。年度を追うごと

に家庭での授業の予習・復習を行っている児童・生徒が増えている状況は、各地区の連携の大きな成果であると評価できる。石巻市教育委員会の指導の下、さらに家庭学習の習慣化への啓発をお願いするなどの御意見をいただきました。

次に、11ページ、番号2、サイエンスラボ事業では、理科離れが叫ばれている中、科学巡回教室はその一助となっている。大変充実した取組となっており、教員向けの理科研修会も教員の指導力向上につながっており、そのことが児童・生徒に良い影響を与えている。今後もまちなか実験教室との連携、科学イベントの実施、企業との連携を進めて、幅広くプログラムの充実を図ってほしいなどの御意見をいただきました。

次に、15ページ、番号3、「心の教育」推進事業（いじめ、暴力行為の防止）では、毎年継続していじめ問題に関する各種対策委員会の実施、諸会議、資料の配布など、いじめ防止に向けての学校づくりに徹底して取り組んでいることは評価できる。いじめ・生徒指導には教職員が常にアンテナを高くして、児童・生徒の小さな変化を見逃さないこと。学校全体がチームとして情報を共有し対応することなどが大切である。児童・生徒が周りで起きていることを自分事として考えさせることが大切であり、そのためには道徳教育、体験活動の充実を図ることが大切である。引き続いて、人間関係づくりを推進していただきたいなどの御意見をいただきました。

次に、19ページ、番号4、心のケア充実事業（震災心のサポート事業）では、訪問や交流会を開催して、御遺族からお話を伺ったりすることで心の支援ができていたことは良かった。今後も御遺族に寄り添ったサポートができるような内容を考えてほしい。また、配慮を要する児童・生徒には、専門的知見から引き続き指導や支援を続けるようお願いする。国府台病院との連携については、今後も別な形でということで、専門的というところで支援をお願いするなどの御意見をいただきました。

次に、23ページ、番号5、国際理解教育推進事業では、ALTとの授業が楽しいと感じる生徒の割合が高い値を継続しており、これはALTを増員していることとチームティーチングが有効に働いていることによる。外国語教育、国際理解教育推進のためにも、ALTや補助員の増員は必要不可欠の状況となっている。ALTが1人4校程度を担当していることは、十分な指導やコミュニケーションが図られていない状況と思えるので、ALTや補助員の増員をお願いするなどの御意見をいただきました。

次に、27ページ、番号6、特別支援教育支援員配置事業では、通常学級において支援を要する児童・生徒が増えている現状で、多くの支援員を配置できていることは、学級担任の指導の

充実につながっており、今後も一層の充実を図ってほしい。配属された支援員に対する応援体制も必要で、変化に対応できる支援員の資質の向上に対して教育委員会が支援し、対象児童・生徒に対し十分な支援ができるように配慮してほしいなどの御意見をいただきました。

次に、31ページ、番号7、適応指導教室運営事業では、けやき教室への通所児童の増加、相談件数も増加しており、支援が必要な児童・生徒、保護者にとっては大切な場所であり、必要な事業である。今後も適応指導教室、学校、家庭、関係機関とも連携した取組を実施し、また、指導員の増員についても対応してほしいなどの御意見をいただきました。

次に、35ページ、番号8、桜坂高等学校の魅力ある学校づくり事業では、コロナ感染症の影響により実施できなかった講座もあり、授業の実施率がかなり低く、大変残念な結果となった。桜坂高等学校の三本柱は魅力発信の要であるだけに、方法や時期を見直すなどして実施する必要がある。定員の確保のために強力な魅力発信とともに、近隣市町の学校への学校訪問をお願いする。小・中学生との交流、市民との協働事業をさらに増やしていただきたい。専門家の意見を反映させた事業を実施していただきたい。他校にはない取組を行っている学校として、将来を見据えた中学生が受験したいと思える学校になってほしいなどの御意見をいただきました。

次に、39ページ、番号9、学校防災推進事業では、各学校で様々な災害を想定した避難訓練、管理職や担当者が不在時を想定した訓練など充実した防災教育が実践されていることは高く評価できる。震災から10年以上が過ぎ、地域の現状、児童・生徒の実態も変化していることから、各学校の防災計画も実情に合わせて改定していく必要がある。震災を体験していない児童・生徒、教職員が増えている中、防災副読本の有効な活用など震災を風化させない取組をお願いする。想定外が想定内になるようあらゆる角度から検討し、より時代に合った防災教育を充実してほしいなどの御意見をいただきました。

次に、43ページ、番号10、協働教育推進事業では、地域に開かれた学校教育を推進していく上で協働教育の果たす役割は大きい。授業の設置コース、協働教育の実施コースとも目標値に達していることは評価できる。学校・家庭・地域が連携して、児童・生徒を育てていく、見守っていくことは素晴らしいことなので、今後も推進していただきたい。今後も協働教育コーディネーター、地域コーディネーターの配置と育成の充実も併せてお願いするなどの御意見をいただきました。

次に、47ページ、番号11、スポーツ振興事業では、感染症対策を行った上で実施したスポーツ事業もあり、担当者の努力がうかがえる。スポーツは健康増進と生涯スポーツに親しむ市民生活の充実に欠かせないもので、今後も市民の主体的なスポーツ活動を支援できるよう願



いする。市民のスポーツに対する意識は震災以降高まってきているので、今後もコロナ対策をしっかりと行い、市民が参加しやすい環境整備や参加意欲の向上に努めていただきたいなどの御意見をいただきました。

次に、51ページ、番号12、読書環境整備事業では、感染拡大防止のために休館期間があり、年間貸出冊数が目標値に達しないのはやむを得ないことだが、購入冊数については、図書の充実に向けて目標値に達してほしかった。学校支援事業については、子供が本に親しむことができるよう学校と連携し、具体的な事例が示せるようお願いする。問題を解くためには読解力が必要で、そのためにも児童・生徒に本をたくさん読んでもらうことが必要で、学力向上にもつながっていく。児童・生徒、市民に本を身近に感じてもらえるよう本に触れやすい環境をつくっていただきたい。リモートでの読み聞かせや紙芝居など、コロナ禍によって新たなサービスもあるので、民間企業やコーディネーターなどを活用し、いろいろな意見を取り入れ検討してほしいなどの御意見をいただきました。

次に、4ページにお戻り願います。

対象事業ごとの意見を踏まえました総括的意見について御説明いたします。

まず、有見様からは、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中でのスタートとなり、事業実施するに当たっては、これまでに経験したことがない対応を迫られながら行ってきたことと思う。

総合評価Cの3つの事業、桜坂高等学校の魅力ある学校づくり事業、スポーツ振興事業、読書環境整備事業は、感染拡大防止の観点から中止や変更を余儀なくされるが、コロナ禍にあって事業を実施する場合は、代替案も想定して取り組む必要がある。

総合評価Aのサイエンスラボ事業、学校防災推進事業、協働教育推進事業は、毎年充実した事業となっており、今後も事業の楽しさ、子供の安全、地域と連携した教育が展開されるよう期待する。

サイエンスラボ事業や協働教育推進事業は、昨年度より予算が少ない状況にあっても総合評価Aとなっており、これは教師の指導力や地域ボランティアの協力によるところが大きな要因ではないかと思う。

小学校の英語改革に伴う外国語指導助手の配置、発達障害の特性を示す児童・生徒の増加に伴い、その支援を行う特別支援教育支援員、けやき教室通所児童・生徒数の増加に対する人員の確保、この3つの事業に係る人員の確保は、外国語教育の充実、特別支援教育の充実、不登校児童・生徒対策の充実の面から強く願います。

今後も教育委員会、学校、地域が連携して、安全安心のための学校づくり、行きたくなる学校づくりのために取り組み、そして市民への説明責任を果たすとともに、信頼される教育行政の推進にさらに努めてほしいとの御意見をいただきました。

5 ページを御覧願います。

鍵様からは、コロナ禍において様々な活動の制限、中止など苦勞されていたが、それでも成果指標が昨年度を上回っている事業があった。

中でも、石巻子どもの未来づくり事業、サイエンスラボ事業、学校防災推進事業、協働教育推進事業は、高い達成率を続けており、このことは教育委員会、学校、地域との連携が順調に進んでいるからだと思う。

どの事業もそのまま継続ではなく、昨年の反省を受け改善が図られている点がすばらしい。コロナ禍で活動が制限される中での取組は苦勞があったと思うが、今後も児童・生徒のために工夫改善を図っていただきたい。

強く要望したい点について、まず、桜坂高等学校の魅力ある学校づくり事業についてで、桜坂高等学校ではSDGsに取り組んでいると聞き、大変良い取組だと思うので、地域、商店街、行政、近隣の小・中学生とSDGsを介した交流を行ってみてはと思う。そのような活動を通して、桜坂高等学校の魅力が伝わっていくのではと思う。

2点目は、読書環境整備事業についてで、コロナ禍で難しい面もあるが、もっと児童・生徒が本に触れる機会をつくっていただきたい。児童・生徒にとって学ぶ楽しさを経験させるだけでなく、人間関係、これは児童・生徒同士、それから、児童・生徒と教師のようなよりよい関係づくりにも取り組んでいただきたいとの御意見をいただきました。

木村様からは、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた事業の実施を行えない状況の中でも、教育委員会、学校、地域ができる限りのことを考え、知恵を出し合い工夫し、連携して取り組んだことに感謝申し上げる。

しかし、どうしても児童・生徒のその学年・時期にこそ必要とされる体験学習や課外授業が軒並み自粛や中止になったことでの影響が危惧される。いつの時代も想定外なことが起こり得るが、スピード感を持って改善に取り組み、年度内でも柔軟な対応と決断で、子供たちの貴重な経験や学ぶ機会を失うことがないように願う。

長期化した新型コロナウイルス感染症によって、学校、家庭、地域において、これまでにない新たな取組を迫られる事業もあると思うが、教育委員会が率先して行政の枠を越え、情報を持っている企業や団体、NPO等に相談することで、より地域との関わりを持ち、地域全体

で子供たちが安心して学べる学習環境と成長を見守り、応援する社会になるようお力をいただきたいとの御意見をいただきました。

以上の学識経験者からの御意見を踏まえ、今後の教育行政の適正かつ効率的な運営が図られるよう取り組んでまいります。

なお、本報告書につきましては、議決後、庁議への報告を行い、市議会第3回定例会に提出するとともに、市ホームページへ掲載し、公表するものといたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの説明に対して御質問ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ないようでしたら、第30号議案 令和3年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第30号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 日程追加について

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ここで委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事日程に審議事項として石巻市複合文化施設駐車場の拡充についてを追加したい旨、事務局から申出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定により議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、議事日程に追加いたします。

---

#### 第31号議案 石巻市複合文化施設駐車場の拡充について

○教育長（宍戸健悦君） それでは、第31号議案 石巻市複合文化施設駐車場の拡充についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いします。

○生涯学習課長（千葉正喜君） それでは、第31号議案 石巻市複合文化施設駐車場の拡充について御説明申し上げます。

表紙番号4の1ページを御覧願います。

石巻市複合文化施設条例に設置されております石巻市複合文化施設（マルホンまきあーとテラス）におきまして、新たに市産業部が所管している土地について、所管を教育委員会に移行し、来館者用の駐車場を拡充したく今回御審議いただくものでございます。

1の取得する財産の内容でございますが、土地につきましては、石巻トゥモロービジネスタウン内の分譲用地の2区画、合計で1万7,593平方メートルになります。この土地は、マルホンまきあーとテラス北側に市道を挟んで隣接します市産業部所管の市有財産となります。

駐車台数といたしましては、600台を見込んでおります。

2の駐車場の拡充の理由でございますが、石巻市複合文化施設整備に伴う計画によりましては、来館者用駐車場を施設敷地内に整備するほか、隣接する石巻市総合運動公園（セイホクパーク石巻）との間で相互利用することで計画し、整備を行ったところでございます。

当施設は、本年4月に供用開始いたしました。が、公演、大会及びイベント等が多く開催される週末などにおいては、想定よりも駐車車両が多く、今後さらに大規模な大会などを実施する際には駐車場の不足も想定されることから、石巻トゥモロービジネスタウンの分譲用地の一部を産業部から所管替えの上、取得し、来館者駐車場の確保を図るものでございます。

3の所管替え予定年月日でございますが、本年8月10日を予定しております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの説明に対して御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） ないようでしたら、第31号議案 石巻市複合文化施設駐車場の拡充については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第31号議案については原案のとおり可決いたします。

---

## その他

○教育長（宍戸健悦君） 審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の皆様からございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） このコロナ禍にありまして、子供たちの緊張が1年、2年と強いら

れている時間が長くなり、自分を傷つけたり、家族を傷つけたり、暴言とか、いろいろその他、たたいたりとかが全国的に急増しているということをニュース等で知ることができるのですが、石巻の子供たちもちろんその中にいるわけで、さきほどの心のケア充実事業の中にもありましたけれども、子供たちの心のケアを考えていかなければならないときに来ているのではないかと思います。

1つの事例としては、感覚過敏症の子供がマスクをずっと強いられているわけです。それで、マスクの後ろの耳のところにゴムがかかっていることを物すごく嫌うので、はじいたりするのです。あとは、マスクを取ると、このところにずっとぶつぶつができていたりという子供たちが徐々に増えてきていることを聞きますし、私も目にしています。それで、そういうことが出てくるので、マスク使用の取っていいときとやらなければならないときとかという、そのめり張りです。子供たちと親と学校との協議に入っていただきたいと思いました。マスクを取っていいところは取る。しなければならぬときはするというのをしっかりと位置づけてあげないと、子供たちがちょっと窮屈になってきて、ストレスを抱えてきているように思います。それで、震災心のケアのサポートはもう随分たちますし、また新しい、今度は病原というか、菌によるストレスを、子供たちは別な意味で抱えるようになってきているわけですから、それに対する教育委員会とか教育の場での対処の仕方というのもそろそろ考えていかないと、真綿で首を絞められているような状態で、震災のように大きくは出ないけれども、確実に心の中にはストレスが蓄積していくわけですから、その辺を学校の中なり、教育委員会なりで考えていく時期に来ているのではないかと思いますので、検討をよろしくお願いいたします。

○教育長（**宍戸健悦君**） では、2点ですね。マスクの着用についてと、それから、コロナストレスへの心のケアということですね。

学校教育課長。

○学校教育課長（**山内芳明君**） 今おっしゃるとおり、教育委員会、学校教育課としても懸念している部分もございます。マスクの着用につきましても、やはり保護者の方からのいろいろな電話等が学校教育課にありまして、マスクを着用させていて、ちょっと運動して熱中症になったりとか、運動をされていて倒れたりとか、そういう全国のニュースもあるのでマスクを外してほしいとか、逆に、体育のときにマスクを外している子がいるのだけれども、感染の心配だとか、学校でちゃんと着けさせてほしいとか、保護者の意見もございます。委員会としては、その根拠になるものは何かというところで今押さえているのは、やはり文科省から出てきている新しい生活様式に従った指導であるとか、体育の授業でのマスクの着用についてという通知

に従うということを根拠にしています。それがどういうふうになつて今なっているかということ、登下校については、熱中症が心配されるこの時期については外して構わないと。ただ、外して対面での会話をしないで登下校をするというようなことと、それから、体育の授業では、活動するときにはマスクを外して構わないと。ただ、今プールなどもありますので、プール見学しているときにもマスクを着けてとか、そういう子も会話をしないような状況ではマスクを外して、会話をするような場面ではマスクを着ける。これは日常の教室の中でも同じようにというところで共通理解を持っているところです。ただ、先ほども申し上げましたが、保護者の方々にはいろいろなお考えがありますので、そこを御理解いただきながら今進めているところです。

それから、心のケアの部分につきましても、本当に幼児期とか、本当に低学年の子供たちにとっては、人の喜怒哀楽はやはり顔の表情とか、そういうところからつかんでいくというところがあると思いますが、このマスクをすることによって、そういう部分というのはなかなかつかめないのです、大切な時期にそこをつかめなかったり、あとは呼吸がちょっと苦しかったりとか、何か蒸れるとか、そういう部分についての被害もあります、マスクをやはり外していいかどうかということについては、先ほど文科省から出ているものに従ってということになります。ただ、もちろん学校の中でも、子供たちの実態や活動の場面の状況によって学校裁量のところもあるかと思えます。ある学校では、シールドでやることによって顔の表情が分かるというようなことを試みた学校がありましたが、また、国の方からのシールドでは完全に防止ができないというような通達が来れば、やはりそれはできなくなってしまったりとか、そういうことで、こちらとしても試行錯誤しながら、より子供たちのために何が一番いいのかということ、これを第一に考えて、今後もまた進めていきたいと思っております。

以上です。

○教育長（宍戸健悦君） 試行錯誤しているというようなところです。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） ほかにございませんか。

梶谷委員。

○委員（梶谷美智子君） 今のに関連してなのですけれども、やっぱりコロナ禍での学校生活で、学力面や体力面については学校の方でもどのような状況になっているかという実態の把握はしていると思うのですけれども、やっぱり心の面での影響というのが子供たちにどのように出ているかというのもどうでしょう。教育委員会の指導で、例えば養護教諭とか、そういった

ところでも何か考えているのか、実態調査ですね。震災に係る健康調査は幼稚園も交ぜていただいて毎年行って、国府台病院の健康調査自体は終了したのですよね。ですから、今度はやはりコロナ禍での子供たちの心の面での実態調査というふうなものも必要になるのかなと思います。

それから、2点は、先ほどの教育委員会の活動状況の評価報告書の中にも入っていましたけれども、特別支援教育支援員、年々必要とするお子さんが増えてきて、支援員の方の数も市の方で頑張っていて、増やしていただいている。幼稚園も加配という形で、配慮が必要なお子さんの対応に当たられるということ、大変ありがたく思っています。

私も学校現場にもおりましたので、この支援員さん方の大変さというのも肌で感じておりましたけれども、やはり勤務時間などの関係から、なかなか支援員さんと担任と話をする時間、また、保護者の方とも話をとるとなかなか難しい部分があって、支援員さんも本当に手探りでお子さんの支援に当たっているという状態。そこを何とかできないかなというのが学校にいたときに考えていたことでした。ただ、この時間というものが、勤務の時間というものあって、なかなかそういった話合いの時間は取れないのですけれども、何とかやりくりして、毎日はこちらはちょっと難しいですが、週に1回、僅かな時間でも困り感を聞いたりとか、管理職ですので、そういった時間を取ってきました。やはりそこは担任も支援員さん任せというふうになってしまうと、せっかくの支援員さんの配置も活用できなくなると思うので、そこを何とかうまくできないかなと、より効果的に子供たちの指導に当たられるように、そんな工夫をしていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

**○教育長（宍戸健悦君）** コロナによる心の実態調査といいますか、そういうのも必要ではないかということ。それから、特別支援の支援員、必要性が増している中、その活用についてということで、2点、今お話がありました。これについてはどうでしょうか。

学校教育課長。

**○学校教育課長（山内芳明君）** コロナ禍続いていく中での子供たちの心の実態等については、やはり押さえておく必要がありますので、検討していきたいと思えます。

それから、特別支援教育につきましては、支援員の配置を少しずつ少しずつ増やしてきましたので、今度はその支援の質の向上というところ、その部分についても支援員の研修などというところ、なかなか数も多くて難しいところがありますが、各学校の中で必要に応じた支援員との打合せをしたり、そして、支援する子供の、特別な支援を必要とする子供、発達障害等の

理解、その部分についての研修と理解の促進というところについて進めていきたいと思います。  
ありがとうございました。

○教育長（宍戸健悦君） これはさらに進めていくということでよろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、各課長方から何かございませんか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○教育長（宍戸健悦君） ないようでしたら、次回の定例会の日程についてお願いします。

○事務局（阿部 潤君） 次回、8月の定例会につきましては、8月25日水曜日、午後1時30分から開催する予定です。場所につきましては、本庁舎4階庁議室で開催となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長（宍戸健悦君） それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 2時42分閉会

---

教 育 長 宍 戸 健 悦

署 名 委 員 阿 部 邦 英